

## 令和2年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和2年10月26日(月)午後1時30分～
- 2 場所 ソフィアプラザビル 2階会議室  
(大分市東春日町17番19号)
- 3 出席委員(敬称略)  
公益代表:荒井 公美、城戸 照子、清田 透、清水 立茂、松隈 久昭  
労働者代表:石本 健二、稲福 史、塩月 裕市、山田 功一、山本 悦子  
使用者代表:飯田 聡一、小野 賢治、川野 みどり、中島 英司  
藤野 久信  
大分労働局:坂田 局長、岡本 労働基準部長、幡手 賃金室長  
金丸 室長補佐
- 4 議 題
  - (1) 令和2年度特定最低賃金審議状況について
  - (2) 特定最低賃金専門部会報告について
  - (3) 特定最低賃金の改正決定について(答申)
  - (4) その他

### 5 議事録

#### 賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただき誠に有難うございます。

本日、審議会には15名全員が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

今後の議事進行につきましては、清水会長にお願いいたします。

#### 会 長

ただ今から、大分地方最低賃金審議会を開催します。

それでは、次第に沿って審議を進めたいと思います。

最初の議題、「令和2年度特定最低賃金審議状況について」事務局から説明

をお願いします。

賃金室長

【配布資料No.1 を用いて審議状況を説明】

会 長

ただ今の事務局の説明に対し、何か質問等はありませんか。

【質問等なし】

会 長

無いようですので、次の議題2「特定最低賃金専門部会報告について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

本日配布させていただきました資料No.2を御覧ください。

これは、「大分県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書」を始め、本年度、5つの特定最低賃金専門部会において、おまとめいただきました結果を各専門部会長から審議会会長あての報告書として作成したものでございます。

各専門部会で御確認いただきましたが、本審議会委員の皆様は、すべての専門部会の審議に入っていないので、報告書の読み上げを持ちまして、内容を御確認いただきたいと思います。

室長補佐

それでは、鉄鋼業につきましては、報告書全体を読み上げますが、他の特定最低賃金につきましては、報告書の別紙について、鉄鋼業最低賃金と異なる事項、具体的には適用使用者と金額のみを読み上げさせていただきます。

なお、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては、適用する労働者の項目の異なる個所も読み上げさせていただきます。

その他の内容は、鉄鋼業と同文ですので省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

< 鉄鋼業読上げ >

会 長

ただ今、事務局から報告書の説明と、読み上げがありました。何か質問等はありませんか。

【質問等なし】

会 長

特に無いようであれば、事務局から本報告の取り扱いについて説明をお願いします。

賃金室長

5つの特定最低賃金専門部会の部会長を代表して鉄鋼業の部会長である松隈委員から、全専門部会の報告書を一括して清水会長にお渡しいただきたいと思ひます。

【松隈部会長から清水会長に報告書を手交】

会 長

次に、議題3「特定最低賃金の改正決定について(答申)」に入ります。本議題について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

お手元の資料No.3を御覧ください。

「大分県鉄鋼業最低賃金の改正決定について(答申)」を始め、5つの特定最低賃金の答申の写しを配布させていただいております。

先ほどの審議状況でも御説明いたしましたが、今年度の審議では、5つの専門部会において、全会一致の結論をいただきました。

専門部会の結論が全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用するとの御承認をいただいているところでございます。

したがって、各専門部会におきまして、専門部会の決議は本審議会の決議となり、答申となることを確認いただいたところであります。答申文につきましては、先ほどの報告書の内容と同じでございますので、読み上げは省略させていただきます。

それでは、5つの特定最低賃金の答申を、清水会長から労働局長にお渡しいただきたいと思ひます。

【会長から局長へ答申文を手交】

会 長

ただ今、労働局長に答申をさせていただきましたが、今後の予定について事務局から説明をお願いします。

賃金室長

先ほど、答申文を手交していただきましたが、全会一致で結論をいただきました各特定最低賃金につきましては、順次、答申の要旨を大分労働局前に掲示し、それぞれ答申日から15日間の公示をしております。

最初に答申されました「電子・デバイス等製造業」の最低賃金に対する異議申出の期限は10月28日（水）まで、また、最後の答申であります、「自動車・船舶製造業」の最低賃金に対する異議申出の期限は11月4日（水）までとなっております。

これらに対し、異議申出がなければ、大分労働局長は審議会の答申のとおり、各特定最低賃金額を決定し、順次官報公示の手続きを行ってまいります。効力発生日は、5つの特定最低賃金を統一して、指定発効の12月25日の見込みでございます。

なお、異議申出があった場合は、審議会を11月13日（金）10時から開催させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

会 長

ただ今の事務局説明に対し、何か質問等はありませんか。

【質問等なし】

会 長

無いようですので、最後に議題4「その他」に入ります。

労使各側から、ここで話しておきたいことがあればお伺いします。

【意見等なし】

会 長

ここで坂田労働局長から御挨拶があるとのことですのでお願いします。

労働局長

皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。審議会

委員の皆様方には、日ごろから最低賃金行政の円滑な推進につきまして、御理解、御協力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

本年度の特定最低賃金の改正につきましては、諮問させていただきました、5つの特定最賃の全てについて、全会一致で結論をおまとめいただきまして、先ほど、審議会会長の方から答申を受け取らせていただいたところです。

本審議会委員の皆様、特定最低賃金専門部会委員の皆様方にはおかれましては、大変お忙しい中、そして、本年は特にコロナ禍という様々な影響を受けざるを得ない中で、慎重かつ真摯な御審議の上で、円滑に結論をおまとめいただきまして、大変にありがとうございました。今後、これらの答申を尊重いたしまして、12月25日の統一発効に向けまして、法定の作業を進めてまいりたいと考えております。

また、最低賃金の周知徹底と履行の確保につきましては、労働行政の重点課題でございます。特に周知につきましては、本日、御出席の各団体の皆様方、その他、県、市町村の御協力をいただきながら、幅広く周知に努めてまいりたいと考えております。引き続き御協力のほどを、よろしくお願ひしたいと思います。

これまで、各委員の皆様方の御尽力に対しまして、改めて、心から感謝申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

会 長

ありがとうございました。

それでは以上で、本日の審議会を終了します。

本日の議事録署名委員は石本委員、藤野委員にお願いいたします。

皆様大変お疲れ様でした。